

議案第 12 号

北本市税条例等の一部改正について

北本市税条例等の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 22 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市税条例等の一部を改正する条例

(北本市税条例の一部改正)

第 1 条 北本市税条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 134 条第 1 号を次のように改める。

(1) 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

(北本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 北本市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（北本市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、北本市税条例第 18 条の 3 の改正規定を削り、同条例第 19 条の改正規定中「（）」、「第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、」を削り、同条第 2 号及び第 3 号の改正規定中「、「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」

に改め」を削り、同条例第 3 4 条の 4、第 3 4 条の 6 の 2 及び第 8 0 条から第 8 1 条までの改正規定、同条の次に 7 条を加える改正規定並びに同条例第 8 2 条、第 8 3 条及び第 8 5 条の改正規定を削り、同条例第 8 7 条の改正規定を次のように改める。

第 8 7 条第 1 項及び第 2 項中「第 3 3 号の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に、「第 3 3 号の 3 様式」を「第 3 3 号の 5 様式」に改め、同条第 3 項中「第 3 3 号の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 8 条から第 9 1 条までの改正規定及び同条例附則第 1 5 条の 2 の次に 5 条を加える改正規定を削り、同条例附則第 1 6 条の改正規定を次のように改める。

附則第 1 6 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度分」を「には、平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度分」を「には、平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度分」を「には、平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 1 条の 2 北本市税条例の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 1 9 条中「）、第 5 3 条の 7、第 6 7 条」の次に「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 9 8 条第 1 項」を「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項」に改める。

第 3 4 条の 4 中「1 0 0 分の 1 2 . 1」を「1 0 0 分の 8 . 4」に改める。

第 3 4 条の 6 の 2 第 1 項中「1 2 . 1 分の 2 . 4」を「8 . 4 分の 2 . 4」に改める。

第 8 0 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 4 4 3 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 8 0 条第 3 項中「第 4 4 3 条第 1 項」を「第 4 4 5 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 8 0 条の 2 及び第 8 1 条を次のように改める。

（軽自動車税の課税免除）

第 8 0 条の 2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

（軽自動車税のみなす課税）

第 8 1 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第 8 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課

する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上

のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(7) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

(a) 営業用 年額 6,900円

(b) 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

(a) 営業用 年額 3,800円

(b) 自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81

条第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 90 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 89 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条」に、「第 80 条の 2」を「第 81 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 15 条の 2 の次に次の 5 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 15 条の 3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第 15 条の 4 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第 15 条の 5 第 8 1 条の 6 の規定による申告納付については、
当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 15 条の 6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に
関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則
第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費
として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 7 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 1 条の
4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げ
る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	1 0 0 分の 1	1 0 0 分の 0. 5
第 2 号	1 0 0 分の 2	1 0 0 分の 1
第 3 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 1 条の 4 (第 3 号
に係る部分に限る。) の規定の適用については、同号中「1
0 0 分の 3」とあるのは、「1 0 0 分の 2」とする。

附則第 16 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」
を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後
段の規定による車両番号の指定 (以下この条において「初回車両
番号指定」という。)」を「最初の法第 44 4 条第 3 項に規定す
る車両番号の指定」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」
を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

附則第 16 条第 2 項から第 4 項までを削る。

附則第1条第1号中「（「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分を除く。）」を削り、「第4項及び第5項」を「第3項及び第4項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中北本市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び附則第3条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条の次に次の2条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の北本市税条例（附則第3条において「31年新条例」という。）第34条の4及び第34条の6の2第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条の3 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附則第3条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「施行日」を「附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。